

防整技第 7 1 7 9 号
2 8 . 3 . 3 1

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設機械等経費及び建設用仮設材経費の積算等について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第 7 1 6 7 号。2 8 . 3 . 3 1）第 2 第 1 号に規定する建設工事をいう。）については、国土交通省総合政策局制定の「建設用仮設材賃料算定基準」、「建設機械等賃料積算基準」、「建設用仮設材損料積算基準」及び「請負工事機械経費積算要領」（以下「基準等」という。）を平成 2 8 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

ただし、「建設用仮設材損料積算基準」及び「請負工事機械経費積算要領」の適用にあたっては、これら本文中「土木請負工事工事費積算要領」とあるのは、下記のとおり読み替えるものとする。

また、基準等の運用については、別紙によるものとする。

記

- 1 「公共建築工事積算基準」に基づき算定する場合は、「公共建築工事積算基準」に読み替える。
- 2 「土木工事積算基準」に基づき算定する場合は、「土木工事積算基準」に読み替える。
- 3 「通信工事積算基準」に基づき算定する場合は、「通信工事積算基準」に読み替える。

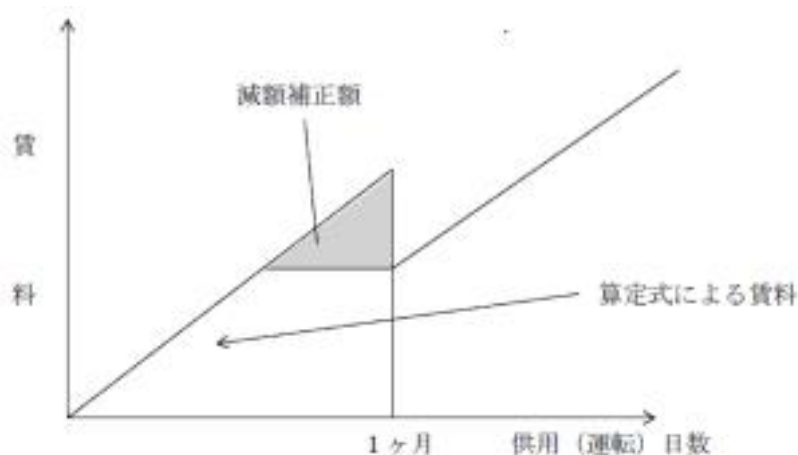
添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

第1 建設機械等賃料積算基準の扱いについて

- 1 「建設機械等賃料積算基準の運用について」（平成8年3月13日付け建設省経機発第41号）1に定める長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料に係る賃料の補正については、次の方法により行うものとする。



- 2 自走式クレーンを夜間作業（22時から翌朝5時まで）で使用する場合には、以下の算式により補正するものとする。

$$\text{基準賃料} = \text{「1日あたり作業料金」} \times \text{運転日数} \times (1 + \alpha h / H)$$

ただし、 α ：夜間割増率（物価資料等を参考に計上する）

h ：夜間作業時間

H ：総作業時間

3 トラッククレーン、ホイールクレーンの回送費

自走式クレーンの運搬費のうち、トラッククレーン及びホイールクレーンの自走による回送が片道30kmを超える場合は、次式により算定し、別途計上するものとする。

$$\text{回送費（片道）} = \text{市場価格} \times \text{回送日数}$$

ただし、回送日数は、次の表による。

回送距離（片道）	30km超54km未満	54km以上70km未満	70km以上84km未満
回送日数	0.1	0.2	0.3

第2 建設用仮設材賃料積算基準の運用について

平成 18.3.27 国総施第 196 号
建設施工企画課長から企画部長あて

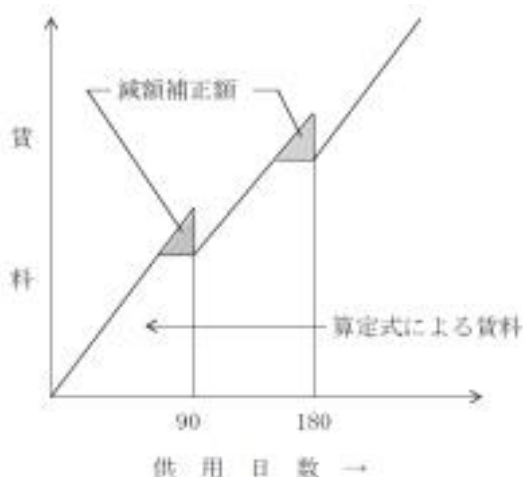
建設用仮設材賃料積算基準について平成 18 年 3 月 27 日付け国総施第 182 号により改定されたところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成 17 年 3 月 24 日付け国総施第 145 号「建設用仮設材賃料積算基準の運用について」は廃止する。

記

1 適用区分による賃料の補正

供用日数（または月数）の長短による賃料に係る市場単価の適用区分が変わることによって賃料計上額（1 現場あたり修理費及び損耗費または 1 現場あたり整備費等を除く。）が当該日数（または月数）の増加に比例せず減少する場合がある。従って、減少する時点までの供用日数（または月数）における賃料計上額（1 現場あたり修理費及び損耗費または 1 現場あたり整備費等を除く。）は、その減少する時点における賃料計上額（1 現場あたり修理費及び損耗費または 1 現場あたり整備費等を除く。）を上限とし、下記の方法により減額補正する。



2 賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額（1 現場あたり修理費及び損耗費または 1 現場あたり整備費等を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の 90% を上限とする。

3 作業区分による修理費及び損耗品の取扱い

鋼矢板又はH型鋼の1現場あたり修理費及び損耗費の作業区分は下表の参考値を標準とする。

[参 考]

作業区分	最大N値
軽作業	20未満
標準作業	20～39
重作業	40以上

ただし、鉄矢板、H型鋼をプレボーリング等で施行する場合は1ランク下の作業区分を適用することができる。

4 スクラップ長未満の仮設材が発生した場合の取扱い

現場条件により、スクラップ長未満に切断する場合は、不足分弁償金として次式により算出する。

$$\text{不足分弁償金} = (\text{スクラップ長未満の製品重量}) \times (\text{不足分弁償金に係る市場価格} \times 90\%)$$

5 山留主部材の副部材について

副部材の賃料（1現場あたり修理費及び損耗費を含む。）は、次のとおりとする。

規 格	基礎価格	供用1日あたり賃料（日）					1現場あたり修理費及び損耗費
		1～90	91～180	181～360	361～720	721以上	
	(円/t)	(円/t)	(円/t)	(円/t)	(円/t)	(円/t)	(円/t)
副部材（A）	269,000	353	329	301	266	229	8,510
副部材（B）	-	-	-	-	-	-	223,000

- 備考 1. 副部材（A）に係る賃料計上限度額（1現場あたり修理費及び損耗料を含む。）は、基礎価格の90%とする。
2. 副部材に係る賃料（1現場あたり修理費及び損耗料を含む。）の補正は、建設用仮設材損料算定基準（平成17年3月24日付け国総施第139号）及び建設用仮設材賃料積算基準（平成18年3月27日付け国総施第182号）に準じる。

6 簡易な整備作業について

建設用仮設材賃料積算基準（平成18年3月27日付け国総施第182号）の第3の2項の中の「簡易な整備作業」とは、機材の入・出庫検収作業や簡易な整備作業を含んだもので、機材使用の有無や期間の長短にかかわらず、賃貸取引市場において全部材について初回時に支払う費用にかかる作業である。

7 建設用仮設材に係る付属金属について

建設用仮設材の積算にあたっては、建設用仮設材賃料積算基準（平成18年3月27日付け国総施第182号）の第3の積算方法により算定するほか、建設用仮設材に係る付属金属について必要数量を勘案し別途積算するものとする。

8 組立ハウスの積算について

建設用仮設材賃料積算基準（平成18年3月27日付け国総施第182号）の第3の積算方法によらず賃貸取引実態を考慮し、別途積算するものとする。

附則

改正後の建設用仮設材賃料積算基準の運用については、平成18年4月1日以後の請負工事に係る仮設材の積算について運用する。

第3 特例

離島等における建設機械等経費及び建設用仮設材経費の積算等にあたり、適用する基準等が実態と異なることが認められる場合は、実態を勘案した積算等ができるものとする。